

## 事故・苦情処理内容の連絡体制

NPO法人等



### 豊 島 区

- |  |   |
|--|---|
| 1. 責任者<br>: 中央保健福祉センター所長<br>: 神谷悦美<br>: 電話 3981-1963 | 3. 臨時代行者<br>: 障害者福祉係長<br>: 溝口和彦<br>: 電話 3981-1766   |
| 2. 代行者<br>: 障害者在宅支援係長<br>: 平田吉寛<br>: 電話 3981-6141    | 4. 臨時代行者<br>: 管理調整課庶務係長<br>: 増田 勉<br>: 電話 3981-1215 |

1. 交通事故発生等による人身・車両事故、物損状況及び処置状況の報告。  
(運輸支局の運送事業で適用している自動車事故報告規則－別紙)
2. 道路運送法及び道路交通法に違反行為があった場合の状況報告。
3. 移送サービス実施に際し、苦情・要望等の内容、処置状況の報告。
4. 許可申請内容に変更事由が発生した場合の届出及び確認。



### 東京運輸支局

: 輸送課長 有馬実義 電話 3458-9233  
: 旅客第二係長  
小林利弘 電話 3458-9233

# 自動車事故報告規則

## 第1条

自動車の事故に関する報告については、この省令の定めるところによる。

## 第2条

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

### 第1号

自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏み切りにおいて鉄道車両と衝突し、若しくは接触したものを。

### 第2号

死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けた者をいう。)を生じたものを。

#### 自動車損害賠償保障法施行令第5条

##### 第2号

脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの

上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの

大腿又は下腿の骨折

内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの

14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のも

##### 第3号

脊柱の骨折

上腕又は前腕

内臓の破裂

病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のも

14日以上病院に入院することを要する傷害

## 第3号

自動車に積載された次に掲げるものの全部、若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたものを

消防法第2条第7項に規定する危険物

火薬取締法第2条第1項に規定する火薬類

高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス

原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染され

た物

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2号に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物

シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表2に掲げる毒物又は劇物

道路運送車両法の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

第4号

操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの

自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号  
11日以上医師の治療を要する傷害

第5号

運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

第6号

かじ取装置（ハンドル等）、制動装置（ブレーキ等）、車枠（フレーム）、車軸、車輪（タイヤ等）又はシャシばね（サスペンション）の破損又は脱落により、自動車が運行できなくなったもの

運転者が修理できず、運行を中断してしまったもの

第7号

前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止をはかるため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

第3条

第1項

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者は（途中省略）、前条各号の事故を引き起こした場合には、30日以内に、当該事故毎に自動車事故報告書を運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

第2項

前号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を掲載した書面及び破損又は脱落の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

当該自動車の自動車検査証の有効期間

当該自動車の使用開始後の総走行距離

最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び

施工工場名

破損又は脱落した部品及び当該部品の破損部位の名称

当該部品を取り付けてから事故発生までの当該自動車の走行距離

当該部品を含む装置の整備及び改造の状況

当該部品の製作者の氏名又は名称及び住所